

岐阜県公報

第千九百七十五号
平成二十年八月二十二日

(金曜日)

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	五八二
道路の区域変更	(道路維持課)	五八三
神通川水系荒城川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	五八四
木曾川水系長良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系犀川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系境川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系系貫川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系板屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系津保川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系津屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系杭瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四
木曾川水系相川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八四

公示

木曾川水系泥川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八五
木曾川水系大谷川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八五
木曾川水系新境川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(同)	五八六
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	五八六
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	五八六
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	五八八
土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	五九〇
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	五九〇
美濃加茂都市計画道路事業の周知	(街路公園課)	五九一
可児都市計画道路事業の周知	(同)	五九二
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	五九二

告 示

岐阜県告示第五百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

垂井町

二 事業の種類

垂井町斎場駐車場拡張整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県不破郡垂井町市之尾字中道地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条第二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である垂井町は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、垂井町斎場（以下「本施設」という。）に駐車場を増設整備することにより、慢性的に起きている駐車場の不足を解消するものである。

本施設は、平成五年に開所し、火葬炉三基を備え、告別式場や待合ホール等を併設した斎場である。本施設周辺には公共交通機関が整備されていないため、自動車

での来所が主であり、開所当時には駐車場を四十八台分確保したが、利用者の増加に伴い平成十三年度に六十台分を増設し、現在は百八台分となっている。しかしながら近年、大規模な葬儀や近隣市町住民の利用者が増加したことにより駐車場の利用者が増えたため、既存の駐車場台数では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。

本件事業によって駐車場が増設されることにより、本施設の来所者の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財等の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として来所者が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を増設するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来所者の利便性が向上するとともに、来所者が路上に駐車する事態等が改善されること等が期待され、周辺住民からの要望があることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
垂井町役場住民課

岐阜県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十年八月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道		二百五十六号		山県市大字高富字米野二三五七番一三地从先から同市大字同字同二二一六番四地先まで		前 A		七〇〇 二〇〇		九〇六			
				山県市大字高富字米野二二一六番四地先まで		後 A		一六八〇 三〇〇		九〇六			
				同市大字同字同二二一六番四地先まで		B		一〇〇〇 二〇〇		一〇六〇			
				同市大字同字同二二一六番四地先まで		前		一〇〇〇 三〇〇		五三九			
				同市大字同字同二二一六番四地先まで		後		一六〇〇 二七〇		五三九			

岐阜県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道		萩宮原線		下呂市萩原町尾崎字平沢三八〇七番三地从先から同市同町同字同三八七二番一地从先まで		前		八〇〇 三〇一		五三七			
						後		一四〇〇 三〇五		五三七			

岐阜県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道		高町山方線		高山市上野町一一九九番五九地先から同市同町六七五番四地先まで		前		五〇〇 九〇		三四八			
						後		七〇〇 二九〇		三四八			

岐阜県告示第五百二十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により神通川水系荒城川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百二十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定による木曾川水系長良川に係る浸水想定区域の指定を変更し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百二十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系犀川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系境川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系貫川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系板屋川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定による木曾川水系津保川に係る浸水想定区域の指定を変更し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系津屋川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系杭瀬川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県大垣土木事務所及び岐阜県揖斐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系相川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系泥川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系大谷川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百三十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系新境川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項の規定により告示する。
なお、その関係図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 月 日
国民健康保険 飛騨市民病院	飛騨市神岡町東町七二五	内科・小児 外科・脳神経	精神通院	平成 二〇・八・一

（薬局）

所在地	医療の種類	年 月 日
	自立支援	

ジップドラッグ下米田
薬局

美濃加茂市下米田町小山一〇四

精神通院

平成
二〇・八・一

中部薬品岐南薬局

羽島郡岐南町野中二八八

同

同

平成調剤薬局はーと笠
松店

羽島郡笠松町北及一六七二一

同

同

すみれ調剤薬局

可児市下恵土五五〇〇一

同

同

クオールみどり薬局

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五
五六〇

同

同

有限会社加納薬局

岐阜市日の出町二五五

同

同

貴船薬局幸店

多治見市幸町七二八一五

同

同

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月二十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成二十年八月五日
- 二 届出者の氏名又は名称
有限会社 おかげ
- 三 建物の名称及び所在地
ヒバリヤ多治見店

四 多治見市光ヶ丘三丁目四三番地の 一 外
変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (変更前) 株式会社ヒバリヤ及び株式会社エスケーアイ 午前十時から午後八時
- (変更後) 株式会社ヒバリヤ及び株式会社エスケーアイ 午前九時三〇分から午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前九時三〇分から午前二時三〇分
- (変更後) 午前九時から午前二時三〇分

駐車場の出入口の数

- (変更前) 三箇所
- (変更後) 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (変更前) 午前六時三〇分から午後四時三〇分
- (変更後) 午前六時から午後八時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月二十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年八月八日

二 届出者の氏名又は名称

イオン株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオン各務原ショッピングセンター
各務原市那加萱場町三丁目八番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- (変更前) 午前九時
- (変更後) 午前九時（年間十日 午前八時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前八時～翌午前一時
- (変更後) 午前八時～翌午前一時（年間十日 午前七時三〇分から）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月二十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年八月八日

二 届出者の氏名又は名称

イオン株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオン大垣ショッピングセンター
大垣市外野二丁目五〇番一 外
変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前九時(年間十日 午前八時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時～翌午前〇時

(変更後) 午前八時～翌午前〇時(年間十日 午前七時三〇分から)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月二十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十年八月八日

二 届出者の氏名又は名称

カワボウ株式会社

三 建物の名称及び所在地

マーサ21(MASA21)

岐阜市正木字古川一五九九 一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前九時(年間十日 午前八時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後十一時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後十一時三〇分(年間十日 午前七時三〇分から)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

オーキッドパーク

岐阜市香蘭二丁目三番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
ベルプラザ大垣
大垣市室村町三丁目七四番地五 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
トップワン可児店
可児市今渡字大東一六一九番九八 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
マックスバリュ垂井ショッピングセンター
不破郡垂井町二二八九番五 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)アピタ御嵩店 Aゾーン
可児郡御嵩町上恵土字西畑一〇五二番一 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)アヒタ御嵩店 Bゾーン
可児郡御嵩町上恵土字浦畑二〇三二番一 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類 県営中山間地域農村活性化総合整備事業	施行に係る地区名 清見地区(農業用排水施設整備)	工事完了年月日 平成二〇・七・一五
	清見地区(農道整備)	平成一九・五・九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市大字川上の一部(丸野)(奥屋)
- 三 調査を行った期間

- 四 平成十六年度及び平成十七年度
地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市(大字川上の一部)の地籍図
岐阜県中津川市(大字川上の一部)の地籍簿
認証年月日
平成二十年八月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
土岐市
- 二 調査を行った地域
岐阜県土岐市肥田町の一部(土岐市北部第3 2地区)
- 三 調査を行った期間
平成十四年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県土岐市(肥田町の一部)の地籍図
岐阜県土岐市(肥田町の一部)の地籍簿
認証年月日
平成二十年八月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
瑞浪市

二 調査を行った地域
岐阜県瑞浪市陶町大字大川の一部（大川2）

三 調査を行った期間
平成十三年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県瑞浪市（陶町大字大川の一部）の地籍図

岐阜県瑞浪市（陶町大字大川の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十年八月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
恵那市

二 調査を行った地域
岐阜県恵那市岩村町大字飯羽間の一部（飯羽間）

三 調査を行った期間
平成十六年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十年八月二十二日

平成二十年八月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
東白川村

二 調査を行った地域
岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土）

三 調査を行った期間
平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称
岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日
平成二十年八月二十二日

平成二十年八月二十二日

美濃加茂都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、美濃加茂都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画道路事業 三・四・六号

塚原河渡線

二 施行者の名称
岐阜県

岐阜県

<p>同西建築第五四号の一六 同二〇・三・六 同西建築第五四号の 七 同二〇・七・一</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸字八幡九六一番 及び九六二番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>安八郡神戸町大字川西四九七番地の二 有限会社平安 代表取締役 二 宮 進</p>
<p>同西建築第五六号の八 同二〇・三・一七</p>	<p>揖斐郡大野町大字南方字二度校一八〇番一、一八〇番二及び一八〇番三</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>揖斐郡大野町瀬古三三番地 医療法人社団康誠会</p>
<p>岐阜県指令岐建築第三四号の一九五〇一五 平成二〇・三・一〇</p>	<p>羽島郡岐南町徳田字石原瀬一五三番 一五三番二及び一五四番、同郡笠 松町字松栄町二九三番</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿 による</p>	<p>稲沢市高御堂一丁目三番一八号 東新住建株式会社 代表取締役 深 川 堅 治</p>
<p>同西建築第五六号の五 同 一九・一二・一八</p>	<p>揖斐郡揖斐川町上南方字中島一二二番 外一六筆</p>	<p>道路、消防 の用に供す る貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>恵那市大井町一八〇番地の一 株式会社バロ 代表取締役 田 代 正 美</p>

三 事務所の所在地
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在
収用の部分 岐阜県美濃加茂市田島町三丁目平手及び新池町二丁目地内
使用の部分 なし

可児都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、可児都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画道路事業 三・三・二号

中濃大橋御嵩線

二 施行者の名称
岐阜県

三 事務所の所在地
岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在
収用の部分 岐阜県可児市大字今渡字大清水、字町、字住吉浦及び字金屋地内
使用の部分 なし

開発行為の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

同西建築第五六号の一〇 同二〇・三・三一	養老郡養老町宇田字本堂一六六番一 及び一六七番一	道路	同	理事長 小林 浩 司 大垣市宝和町四一番地 株式会社イチハシ金属工業 代表取締役 市 橋 寛 仁
同中建築第三五号の四 同一九・八・一〇 同中建築第三七号の 六 同一九・九・一〇 同中建築第四号の 四 同二〇・七・三	可児郡御嵩町古屋敷字前山五〇九番一、 五二〇番一、五二〇番二及び五二〇番 三 同 郡同 町同 字中屋敷七三五番 一、七三六番、七三七番一、七三八番 一、七三九番一、七三九番一、七四〇 番及び七四一番二	緑地	同	三重県四日市市鶴の森一丁目五番十六号 HOWAビル四日市三階 株式会社永和商事 代表取締役 吳 和 彦
同東建築第六一号の五 同二〇・一・一一	土岐市肥田町肥田字前田二六九七番一 外一九筆及び法定外公共物(水路)	緑地、 水路	同	福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキ一株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一

平成二十年八月二十二日印刷
平成二十年八月二十二日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))